

協議第30号

各種事務事業（人権・同和対策関係）の取扱いについて

各種事務事業（人権・同和対策関係）の取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成15年7月25日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

会長 伊藤宏太郎

記

各種事務事業（人権・同和対策関係）の取扱いについて
---------------------------

人権・同和対策（教育）事業については、これまでの取り組みの経緯を踏まえ、新市においても引き続き実施するものとする。
---

附属資料P. 32～36参照

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（人権・同和対策関係）の取扱い		細項目	人権・同和対策関係		
事務事業名	人権・同和対策（教育）事業		専門部会名	福祉部会・教育部会	分科会名	福祉分科会・人権・同和教育分科会
調整方針	人権・同和対策（教育）事業については、これまでの取り組みの経緯を踏まえ、新市においても引き続き実施するものとする。					
事務事業の現況					具体的な調整内容	
	西条市	東予市	丹原町	小松町		
隣保館	・大町会館 ・氷見交友会館  館数 2 大町会館 氷見交友会館 職員の状況 各館、嘱託館長と嘱託指導員の2名 運営審議会（大町会館・氷見交友会館合同）10名	・北星会館 ・河北会館  館数 2 北星会館 河北会館 職員の状況 各館、非常勤館長と嘱託職員の2名 運営審議会 北星会館10名 河北会館10名	該当なし	該当なし	新市移行後速やかに調整する。	
同和地区生活相談員	該当なし	該当なし	同和地区生活相談員設置事業  4月1日に生活相談員辞令書発令。 報酬月額 144,540円（広域隣保館補助 3/4 県補助） 毎月集会所で会合がある。	該当なし	現行のまま新市に引き継ぐ。	
	該当なし	該当なし	【県補助事業名】 広域隣保活動事業費補助金 県の基準額2,762,000円以上の事業を実施する。 【補助率】 県3/4 町1/4	該当なし	現行のまま新市に引き継ぐ。	
社会教育集会所	山本集会所（S49築 129.6㎡）  【運営】 山本自治会に委託 運営委員会規約あり	東予市新市会館（S50築 129.6㎡） 東予市楠浜会館（S54築 129.9㎡） 東予市北条新田会館（H3築 129.9㎡）  【運営】 館長（非常勤）各館1名 任期2年 運営委員 各館7名 任期1年	該当なし	該当なし	新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。	
差別をなくす市民の集い	差別をなくす市民の集い開催  【開催日時】 12月 日曜日 13:00～  【参加人員】 1,300人	該当なし	差別をなくす町民の集い開催  【開催日時】 8月 土曜日 19:00～  【参加人員】 600人	差別をなくす町民の集い開催  【開催日時】 12月 日曜日 13:00～  【参加人員】 500人	新市移行後速やかに調整する。	
市人権・同和教育研究大会	市人権・同和教育研究大会  【実施日等】 2月 市民会館  【参加者】 400人 就学前、学校、社会教育、企業、行政等	市人権・同和教育研究大会  【実施日等】 毎年12月第1土曜日、中央公民館で開催。  【参加者】 400人 就学前、学校、PTA、婦人会、公民館、人権対策協議会、市職員、企業関係者、一般	該当なし	該当なし	新市移行後速やかに調整する。	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（人権・同和対策関係）の取扱い		細項目	人権・同和対策関係	
事務事業名	人権・同和対策（教育）事業		専門部会名	福祉部会・教育部会	分科会名 福祉分科会・人権・同和教育分科会
調整方針					
事務事業の現況					具体的な調整内容
項目	西条市	東予市	丹原町	小松町	
各種講座	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民大学人権・同和教育講座</li> <li>指導者養成講座</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権・同和教育推進者養成講座 「あなたとわたしの人権教室」</li> <li>職員指導者養成講座</li> <li>人権・同和教育推進者研修会</li> <li>人権・同和教育行政推進員養成講座</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>同和教育推進者養成講座</li> <li>同和教育指導者養成講座</li> <li>同和教育地区別懇談会推進者養成講座</li> <li>地区別高齢者学習会「いのち・あい・人権」</li> <li>地区別婦人会同和教育学習会</li> <li>丹原町シルバーコース「福寿草合唱団」</li> <li>障害者差別をなくするための交流事業 「スプーンクラブ」</li> <li>カウンセラー養成講座</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>推進者養成講座「暮らしの中の同和教育講座」</li> <li>地域で生かす同和教育講座</li> </ul>	<p>人権同和教育推進者・指導者養成講座については、新市移行後新たに制度を創設し実施する。</p> <p>丹原町のみで実施のシルバーコース、スプーンクラブ、カウンセラー養成講座については、全市拡大実施の方向で検討する。</p> <p>行政・教育職員人権・同和教育学習会については、東予市、丹原町の例により調整する。</p>
子ども会	<ul style="list-style-type: none"> <li>青空子ども会（飯岡地区）</li> <li>大町竹の子会（大町地区）</li> <li>下小川子ども会（大町地区）</li> <li>コスモスジュニア（神戸地区）</li> <li>西の原子供会（水見地区）</li> <li>交友会館友の会（西中校区）</li> </ul> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>会場 隣保館・集会所等 5会場</li> <li>開催日 毎月1回～2回</li> <li>活動内容 学習会、レクリエーション、スポーツ等の行事、合同活動状況交流学習発表会等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>北条新田会館子ども会</li> <li>新市会館子ども会（ひまわり会）</li> </ul> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>会場 北条新田会館・新市会館 2会場（社会教育集会所）</li> <li>開催日 毎月1回（土曜日）</li> <li>活動内容 花の苗や野菜の苗植え、カルタ作り、アサリ取り、球技大会、カレー作り等</li> </ul>	該当なし	該当なし	<p>新市移行後も当分の間現行どおりとし随時調整する。</p>
懇談会	<p>地区別（小地域）懇談会</p> <p>【内容】</p> <p>小地域を単位に人権・同和問題について、様々な懇談会形式で、地域住民を対象に学習会を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>期間 7月～11月</li> <li>会場 公民館等 4150箇所</li> <li>参加者 自治会単位 3000人</li> <li>研修方法 啓発映画鑑賞 小グループでの話し合い 講義（人権条例研修）等</li> </ul> <p>地区別同和教育懇談会</p> <p>【内容】</p> <p>五つの対象地区に行政・学校等から出向き、同和教育等の実施状況を報告するとともに、住民からの要望、意見を聴く。</p>	<p>地区別（小地域）懇談会</p> <p>【内容】</p> <p>各地区9地区の同和教育推進協議会が中心となり、公民館、学校、教育委員会の連携により開催。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>期間 7月初旬～10月初旬</li> <li>会場 公民館、集会所等 30箇所</li> <li>参加者 団体別または自治会単位 1300人</li> <li>研修方法 啓発映画鑑賞 小グループでの話し合い 助言</li> </ul>	<p>地区別（小地域）懇談会</p> <p>【内容】</p> <p>公民館が主体となり、小中学校人権・同和教育主任、教育委員会の連携し開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>期間 9月～11月</li> <li>会場 地区集会所 31会場</li> <li>参加者 750人</li> <li>研修方法 啓発ビデオ視聴 グループ討議</li> </ul>	<p>地区別（小地域）懇談会</p> <p>【内容】</p> <p>町内27自治会を対象に、身近な人権問題について話し合いながら、すべての人にとっての幸せな町づくり、様々な差別を無くしていく道筋等について考えていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>期間 7月～9月</li> <li>会場 集会所 27会場</li> <li>参加者 600人</li> <li>研修方法 ワークショップ方式 講師まとめ、助言</li> </ul>	<p>地区別（小地域）懇談会については、西条市・東予市・丹原町の例により調整する。</p> <p>地区別同和教育懇談会については、西条市の例により調整する。</p>
同和教育指導員	<p>同和教育指導員</p> <p>【内容】</p> <p>勤務形態 6時間/日、4日/週勤務</p> <p>担当業務 広報誌掲載記事作成、同和教育協議会事務、人権・同和教育講座講師</p>	<p>同和教育指導員</p> <p>【内容】</p> <p>勤務形態 6時間/日、5日/週勤務</p> <p>担当業務 広報誌掲載記事作成、人権・同和教育講座講師</p>	<p>同和教育指導員</p> <p>【内容】</p> <p>勤務形態 8時間/日、3日/週勤務</p> <p>担当業務 同和教育協議会事務、人権・同和教育講座講師</p>	該当なし	<p>東予市の例により調整する。</p>

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（人権・同和対策関係）の取扱い		細項目	人権・同和対策関係	
事務事業名	人権・同和対策（教育）事業		専門部会名	福祉部会・教育部会	分科会名 福祉分科会・人権・同和教育分科会
調整方針					
事務事業の現況					具体的な調整内容
項目	西条市	東予市	丹原町	小松町	
人権条例	<p>西条市人権文化のまちづくり条例 平成13年 3月30日施行</p> <p>(目的) 第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法を基本理念として、同和問題をはじめ、女性、障害者、子ども、高齢者、外国人等へのあらゆる人権侵害(以下「人権侵害」という。)をなくするための市及び市民の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、人権が尊重される明るく住みよい人権尊重都市西条市の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>(市の責務) 第2条 市は、前条の目的を達成するため、すべての分野にわたり人権に配慮し、人権尊重のまちづくりに関する施策(以下「人権施策」という。)を積極的に推進するとともに、人権尊重の社会的環境づくりと人権意識の高揚を図るものとする。 2 市は、人権侵害をなくするため、関係機関と連携し、人権教育・啓発に努めるものとする。</p>	<p>東予市人権尊重のまちづくり条例 平成13年12月27日施行</p> <p>すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等であり、人間として尊重され、基本的人権の享有が保障されなければならない。 東予市においては、平成5年6月「人権尊重都市宣言」を決議し、その趣旨を踏まえ、さまざまな人権問題解決への施策を行ってきた。 しかしながら、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害者等への不当な人権侵害が存在している。また、人権問題は、国際化、情報化、少子・高齢化の急速な進展により、多様化、複雑化するとともに、新たな課題が生じてきている。 このため、市民一人ひとりが人権意識の高揚を図り、基本的人権が尊重され、差別や偏見のない、ゆとり、うるおい、やすらぎのある社会を実現するため、この条例を制定する。</p> <p>(目的) 第1条 この条例は、人権尊重のまちづくりについて、市及び市民の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、人権に関する課題への取り組みを推進し、差別や偏見のない「人権尊重都市東予市」の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>(市の責務) 第2条 市は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するとともに、市民の人権意識の高揚を図るものとする。</p>	<p>丹原町人権を尊重するまちづくり条例 平成13年 8月29日施行</p> <p>前文 すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、その尊厳と権利について平等である。しかしながら、今なお人種、信条、性別、社会的身分、門地等による不当な差別、その他の人権侵害が存在しており、人権に関する様々な課題も生じている。 日本国憲法の保障する基本的人権尊重の精神が全町民にいきわたり、お互いの立場を考えた豊かな人間関係をつくりだし、ゆとり、やすらぎ、うるおいのある明るいまちづくりをめざして、この条例を制定する。</p> <p>(目的) 第1条 この条例は、同和問題をはじめ、あらゆる差別と人権侵害をなくするため、町及び町民の責務をあきらかにすることにより、人権尊重の町の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>(町の責務) 第2条 町は、前条の目的を達成するため、すべての分野にわたり必要な施策を積極的に推進するとともに、町民の人権意識の高揚を図るものとする。</p>	<p>小松町人権尊重の町づくり条例 平成15年 3月20日施行</p> <p>すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である。これは、世界人権宣言にうたわれている人類普遍の原理であり、基本的人権を保障する日本国憲法の理念でもある。 この理念の下にお互いの人権が尊重され、差別と偏見のない完全参加と平等の町づくりを実現するため、たゆまぬ努力を傾けることを決意し、この条例を制定する。</p> <p>(目的) 第1条 この条例は、基本的人権を尊重し、同和問題をはじめ、女性、障害者、子ども、高齢者、外国人等へのあらゆる人権侵害(以下「人権侵害」という。)をなくするための町及び町民の責務を明らかにするとともに、町の施策の基本となる事項を定めることにより、人権が尊重される明るく住みよい人権尊重の町小松町の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>(町の責務) 第2条 町は、前条の目的を達成するため、すべての分野にわたり人権尊重の町づくりに関する施策(以下「人権施策」という。)を積極的に推進するとともに、人権尊重の社会的環境づくりと人権意識の高揚を図るものとする。 2 町は、人権侵害をなくするため、関係機関と連携し、人権教育・啓発に努めるものとする。</p>	西条市の例により調整する。

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（人権・同和対策関係）の取扱い		細項目	人権・同和対策関係		
事務事業名	人権・同和対策（教育）事業		専門部会名	福祉部会・教育部会	分科会名	福祉分科会・人権・同和教育分科会
調整方針						
事務事業の現況						具体的な調整内容
項目	西条市	東予市	丹原町	小松町		
人権条例	<p>(市民の責務) 第3条 市民は、この条例の精神を尊重し、自らが人権尊重のまちづくりの担い手であることを認識し、人権意識の高揚に努めるとともに人権が尊重される社会の実現に寄与するように努めるものとする。</p> <p>(計画の策定) 第4条 市は、人権施策を総合的かつ効果的に推進するため、人権施策に関する基本となるべき計画を策定するものとする。</p> <p>(啓発活動の充実) 第5条 市は、市民の人権意識の高揚を図るため、啓発組織の充実と啓発事業の推進に努め、人権尊重の社会的環境の醸成を促進するものとする。</p> <p>(推進体制の充実) 第6条 市は、この条例に基づく施策を効果的に推進するため、国、県及び関係団体等との連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。</p> <p>(人権文化のまちづくり審議会) 第7条 市は、人権侵害をなくすための重要事項を審議する機関として、西条市人権文化のまちづくり審議会を置くものとする。</p> <p>(委任) 第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。</p>	<p>(市民の責務) 第3条 市民は、この条例を尊重し、自ら人権尊重の啓発につとめるとともに、人権意識の高揚のため、市が実施する施策に協力するものとする。 2 市民は、自らあらゆる差別及び人権侵害に関する行為をしないよう努めるものとする。</p> <p>(施策の推進) 第4条 市は、基本的人権を尊重し、あらゆる人権問題の解決を図るため、必要な施策を策定し、計画的に推進するものとする。</p> <p>(教育・啓発活動の充実) 第5条 市は、市民の人権意識の高揚を図るため、教育・啓発活動の充実と、差別をゆるさない世論の形成や人権尊重のまちづくりに努めるものとする。</p> <p>(意識調査等の実施) 第6条 市は、前2条の規定による施策の策定及び推進に反映させるため、必要に応じ、意識調査等を行うものとする。</p> <p>(推進体制の充実) 第7条 市は、この条例に基づく施策を効果的に推進するため、国、県、及び関係団体等との連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。</p> <p>(審議会の設置) 第8条 市は、人権施策の推進に関する重要事項を調査審議する機関として、東予市人権尊重のまちづくり審議会(以下「審議会」という。)を置く。 2 審議会の組織及び運営に関する事項は、規則で定める。</p> <p>(委任) 第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。</p>	<p>(町民及び事業者の責務) 第3条 すべての町民は、自らが人権尊重のまちづくりの担い手であることを認識し、人権意識の向上に努めるものとする。 2 町民及び事業者は、身元調査等、差別につながるおそれのある行為をしてはならない。</p> <p>(施策の推進) 第4条 町は、基本的人権を尊重し、あらゆる差別と人権侵害をなくすため、必要な施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。</p> <p>(啓発活動の充実) 第5条 町は、人権意識の高揚を図るため、関係団体・機関等との連携を強化し、啓発事業の取り組み及び啓発活動の充実に努めるものとする。</p> <p>(推進体制の充実) 第6条 町は、この条例に基づく施策を効果的に推進するため、国、県及び関係団体等との連携を強化し、推進体制の充実に努めるものとする。</p> <p>(まちづくり審議会の設置) 第7条 町は、人権侵害をなくすため、丹原町人権尊重まちづくり審議会を置く。</p> <p>(委任) 第8条 この条例にさだめるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。</p>	<p>(町民の責務) 第3条 町民は、身元調査等人権侵害に関する行為をしてはならない。 2 町民は、この条例の精神を尊重し、自らが、人権尊重のまちづくりの担い手であることを認識し、人権意識の向上に努めるとともに人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めるものとする。</p> <p>(計画の策定) 第4条 町は、人権施策を総合的かつ効果的に推進するため、人権施策に関する基本となるべき計画を策定するものとする。</p> <p>(啓発活動の充実) 第5条 町は、町民の人権意識の高揚を図るため、啓発組織の充実と啓発事業の推進に努め、人権尊重の社会環境の醸成を促進するものとする。</p> <p>(意識調査等の実施) 第6条 町は、前2条の計画の策定及び啓発事業の推進に反映させるため、必要に応じ意識調査等を行うものとする。</p> <p>(推進体制の充実) 第7条 町は、この条例に基づく施策を効果的に推進するため、国、県及び関係団体等との連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。</p> <p>(人権尊重の町づくり審議会) 第8条 町は、人権侵害をなくすための重要事項を審議する機関として、小松町人権尊重の町づくり審議会を置くものとする。</p> <p>(委任) 第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が規則で定める。</p>		

## 先例地の事例

### 〔宇摩合併協議会〕

人権・同和教育施策については、これまでの取り組みの経緯を踏まえ、新市においても引き続き実施し、事業内容の充実を図る。

### 〔南宇和合併協議会〕

人権・同和対策業務については、現行のとおり引き継ぐものとする。

### 〔さぬき市〕

人権（同和）対策関係事業については、これまでの取組の経緯を踏まえ、新市においても次のとおり引き続き取り組むものとする。

- 1 宣言・決議、条例・規則の制定、基本的計画の策定、行政組織の設置、啓発・教育組織の設置、団体への加入については、新市において速やかに取り組む。
- 2 法律による事業及び個人給付的事业については、国及び県の基準により新市において統一して実施する。
- 3 人権問題に係る重要項目については、新市において速やかに計画を策定し、人権思想の高揚に努める。
- 4 公営住宅及び改良住宅の家賃は、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、新市において随時調整を図る。

### 〔西彼北部地域合併協議会〕

人権・同和に関する行政については、新市に引き継ぐ。

### 〔日田市郡合併協議会〕

- 1 協議会については統一し、新市において引き続き実施し、事業内容の充実を図る。
- 2 人権情報センターについては、新市に引き継ぐ。
- 3 その他軽微な事項については、合併までに事務的に調整する。

### 〔高田郡六町合併協議会〕

同和対策・同和教育については、一般対策への移行を行う。新市においては、6町のこれまでの成果と国・県の方針を踏まえ、広く人権対策に関する基本指針を策定するとともに、行政機構に総合的な人権対策に関する窓口を設け、総合的・計画的に推進する。

#### （１）同和対策事業について

- ア 同和福祉援護資金・支度金給付事業及び貸付事業のうち、人材育成につながる事業については、一般対策への移行措置を講じる。生活扶助を目的とする事業及び貸付事業については、一般事業への移行もしくは廃止の方向で調整する。
- イ 隣保館については、国が定めた隣保館設置運営要綱（平成14年8月29日）に基づき、人権会館として広く人権相談・人権啓発の拠点としての活用を図る。

#### （２）同和教育事業について

- ア 人権啓発及び人権教育事業については、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）に基づき、新市においても積極的に推進する。
- イ 同和奨学金については、一般事業への移行を図り、充実させる。